

安全保障理事会決議 1866 (2009)

2009年2月13日、安全保障理事会第6082回会合にて採択

安全保障理事会は、

2008年4月15日の決議1808(2008)および2008年10月9日の決議1839(2008)を含む従前の安保理決議を想起し、

2009年2月4日の事務総長報告書(S/2009/69)を審議し、

2008年8月12日の六原則合意およびその後の2008年9月8日実施措置を歓迎し、

2008年10月15日に開始したジュネーブにおける話し合いに留意し、参加者が実質的な結論に至ることを奨励し、

紛争の平和的解決の重要性を強調し、

1. 2008年8月12日および2008年9月8日の合意の下での措置を想起する。
2. 1994年5月14日にモスクワにおいて署名された停戦および兵力の引き離しに関する合意(S/1994/583)の第2項(a)に定められた規定が尊重されることを、安全保障制度の改定の審議および合意まで、呼びかけ、2009年2月4日の事務総長報告書に含まれる安全保障制度に関する勧告に留意する。
3. 武力の行使または個人、個人からなる集団若しくは制度に対するいかなる民族的差別行為を慎むこと、および人々の安全、移動の自由の権利および難民並びに国内避難民の財産の保護を、区別なく保障することが必要であることを強調する。
4. 難民および国内避難民を含む、かかる紛争によって影響を受けた人々への人道的援助の促進、それに対するいかなる妨害も自制することを呼びかけ、さらに彼らの自発的で、安全な、品位のある、そして妨害のない帰還を促進することを呼びかける。
5. 地域の安全と安定の問題および難民並びに国内避難民の問題を、ジュネーブにおいて現在行われている審議を通して、対処する努力の増強を呼びかけ、また、事務総長が、彼の特別代表を通して、この過程を完全に支援し、そのうえかかる進捗状況を報告し続

けることを要請する。

6. 事務総長に対し、2009年5月15日までに、本決議の実施状況および今後の活動に関する勧告を含む、現場の状況並びに国際連合ミッションの活動について、安保理に報告することを要請する。
7. 第6項に言及された事務総長報告書に含まれることになる勧告、ジュネーブにおける審議および現場の進展を考慮して、2009年6月15日までにこの地域における将来の国際連合の現地関与の構成要素の概略を作成する意図を表明する。
8. 国際連合ミッションの職務権限を2009年6月15日に終了する新しい期間の間延長することを決定する。
9. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。